

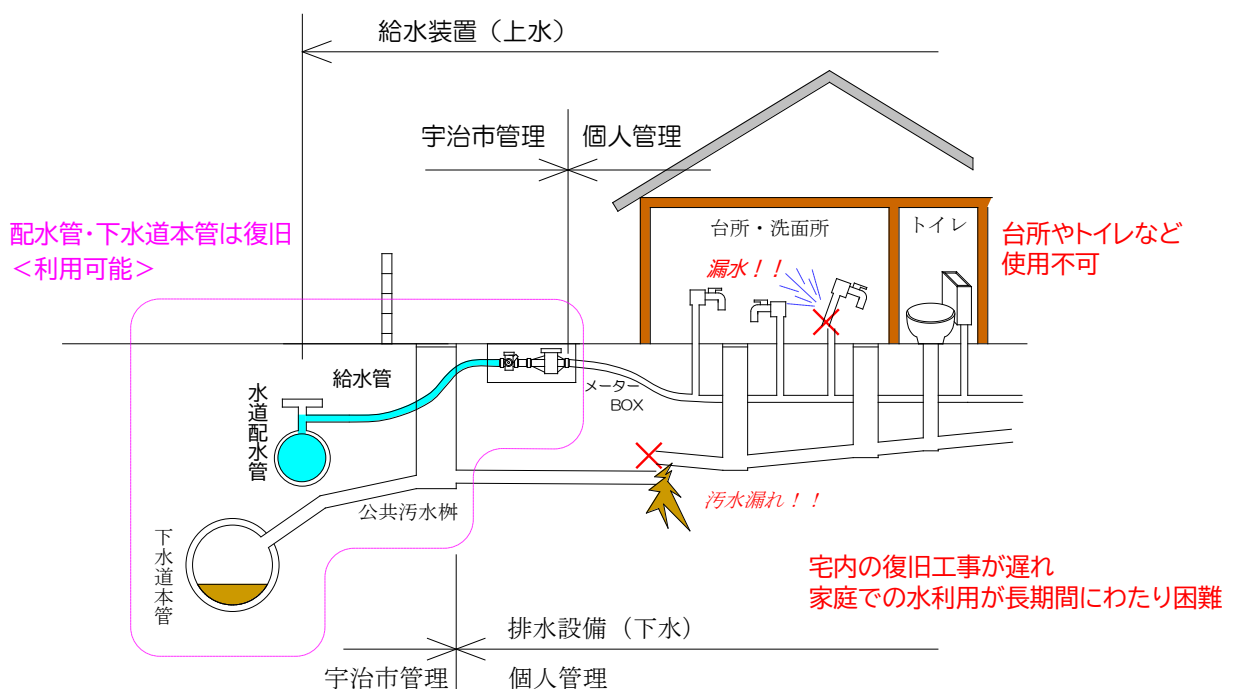
宇治市水道事業給水条例及び宇治市公共下水道条例の一部を 改正する条例を制定するについて

1 改正趣旨

個人が管理する給水装置（上水）や排水設備（下水）の宅内工事については、上下水道管理者が指定する工事業者が行うこととなっております。

令和6年に発生した能登半島地震では、上下水道施設（水道配水管や下水道本管等）が復旧しても、給水装置や排水設備の復旧が遅れたため、家庭で水が使用できない状況が長期間にわたりました。

主な要因として、宅内工事を担う地元市町の業者の数が被害の規模に比して少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、宅内工事を行える業者の確保が困難になったものです。



2 改正概要

災害その他非常の場合において、宇治市の上下水道管理者である市長が必要と認めるときは、他の水道事業者及び公共下水道管理者が指定している工事業者等に宅内工事を行わせることができるよう、工事着手前の設計審査や竣工後の完成検査等に関する事項もあわせ、所要の改正を行うものです。

3 施行日

公布の日から施行

4 その他

宇治市における指定工事業業者数の状況（令和8年3月31日現在）

上水道 指定給水装置工事業業者数	3 1 0	市内	7 2
		市外	2 3 8
下水道 排水設備指定工事業業者数	2 2 9	市内	6 6
		市外	1 6 3

※今回の改正により、災害その他非常の場合において、上記以外の
指定工事業業者でも宅内工事が可能